

補遺

2023年6月

(株)日本法令

「消費税対応請求書（建設 47-1N）」、「請求書（建設 60）」 の取扱いについて

令和5年10月1日より、適格請求書等保存方式（インボイス制度）が開始されますが、適格請求書（インボイス）発行事業者が、弊社商品「消費税対応請求書（注文番号：建設 47-1N）」、「請求書（注文番号：建設 60）」を適格請求書（インボイス）として使用する場合には法令に定められた一定の事項を記載する必要があります。

令和5年10月1日以降適格請求書（インボイス）発行事業者が、弊社商品「消費税対応請求書（注文番号：建設 47-1N）」、「請求書（注文番号：建設 60）」を使用する場合は、既存項目に以下の項目を追記のうえご使用いただけますようお願い申し上げます。

①請求書発行者の登録番号

②消費税額備考欄に適用税率（10%）